相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市増富四一三番地一、最後の住所埼玉県春日部市増富四一三番地一春日部ハイデンス三―三〇四

被相続人　亡　大越　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県春日部市粕壁東二丁目三番三四号根本ビル二階

相続財産清算人　弁護士　冨永　大右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市東領家二丁目一番、最後の住所埼玉県川口市大字東本郷一七九三番地の五

被相続人　亡　石川　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一一番地一二号さくらビル四階さいたま浦和法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三上　将延

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋茅場町三丁目一四番地六、最後の住所東京都江東区大島八丁目三四番一一―三一二号

被相続人　亡　武藤まゆみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都新宿区四谷三栄町三番七号森山ビル東館三階　永野・山下・平本法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山下　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台二丁目四六番地、最後の住所東京都練馬区桜台二丁目四六番一四号

被相続人　亡　柳田　友浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号Ｋｉｏｉｃｈｏ４３５　三階　吉田・神山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市泉区上飯田町一二七二番地七、最後の住所横浜市泉区上飯田町一二七二番地七

被相続人　亡　安仁屋明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県横浜市中区山下町二二三―一ＮＵ関内ビル四階シーサイド横浜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市八幡一四三二番地、最後の住所新潟県佐渡市八幡一四三二番地一

被相続人　亡　安達　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

事務所新潟県佐渡市河原田本町三九四番地

法テラス佐渡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中田　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区豊西町九〇八番地三、最後の住所静岡県菊川市上平川一三九番地の三　ふるさとホーム菊川

被相続人　亡　田代　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

静岡県掛川市南一丁目六番地一五　キヨミズキャンパス一Ｄ号室　北川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　北川　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市桃里三七〇番地二の二、最後の住所静岡県沼津市桃里四二二番地の二

被相続人　亡　長橋　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

静岡県三島市中田町六番三三号　原島法律事務所

相続財産清算人　弁護士　原島　年央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市中沢六一三二番地、最後の住所愛知県豊明市新田町吉池二四番地一サンハウス豊明中央四Ｂ号

被相続人　亡　竹村　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三三号名古屋有楽ビル一〇階一〇〇二号室山口央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍津市稲葉町二七四七番地、最後の住所名古屋市南区前浜通五丁目二番地の三四

被相続人　亡　久世　展弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

名古屋市中区丸の内二丁目八番一一号　セブン丸の内ビル七Ｂ　武田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　武田　鉄平

第３期決算公告　　令和８年11月９日

札幌市中央区南２条西８丁目３－１

大光ビル２階さっぽろＲオフィス大通Ｄ室

株式会社栄瑠

代表取締役　田井　秀典

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,182
	固定資産	6,576
	繰延資産	357
	資産合計	**9,116**
負純資産の債及び部	流動負債	1,113
	株主資本	8,003
	資本金	8,143
	資本剰余金	4,489
	資本準備金	4,489
	利益剰余金	△4,630
	その他利益剰余金	△4,630
	（うち当期純損失）	(1,215)
	負債・純資産合計	**9,116**

第 58 期 決 算 公 告

令和８年11月９日

札幌市中央区南９条西８丁目１番26号

オリンピア南９条マンション503号

株式会社六乾倉庫

代表取締役　田井　秀典

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	593
	固定資産	47,694
	資産合計	**48,288**
負純資産の債及び部	流動負債	11,606
	株主資本	36,682
	資本金	41,068
	資本剰余金	3,067
	利益剰余金	△7,452
	その他利益剰余金	△7,452
	（うち当期純損失）	(7,333)
	負債・純資産合計	**48,288**